

<体育館の使用を希望される方へ>

三重県立かがやき特別支援学校(緑ヶ丘校)体育館の使用について

令和6年4月

本校の体育館を使用させていただくにあたっての注意事項です。
よく読んでいただき、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

- (1) 使用者の範囲
- ・スポーツ活動を目的とするものであること。
 - ・使用者の中から成人の責任者を選任し、責任者の管理のもとで安全にスポーツ活動行うこと。

- (2) 使用できる日時(開放の日時)

時 間 施 設	授業実施日等 (平日等)	授業を実施しない日等 (土日・祝日等)
体育館	17時00分から 21時00分まで	9時00分から 21時00分まで
照明設備	17時00分から21時00分までの間とする (ただし、状況により上記時間外での照明利用を許可する)	

※体育館は授業・学校行事・クラブ活動などの学校教育に支障のない範囲で開放します。
また、学校行事や校務運営の都合等により開放しない日や期間がありますので、
ご理解、ご協力をお願いします。

- (3) 使用許可を希望(申請)することができる期間
- ・使用を希望する日が含まれる月の初日から月末までの1カ月以内です。

*たとえば、10月から12月の3カ月間にわたって使用を希望する場合、1回の申請で申請することができる期間は、10月1日から10月31日までの1カ月間以内です。11月や12月までの2カ月間や3カ月間の期間を一度にまとめて申請することはできません。
(申請書の提出は2カ月前の初日から提出できますので、たとえば9月に申請する場合には、10月分と11月分の2つの申請書を別々に提出することはできます。(4)のとおり)

- (4) 使用(変更)許可申請書の提出
- ・使用を希望する日の属する月の2カ月前の初日から14日前までに「体育施設使用(変更)許可申請書(第1号様式)」を、電子メール、郵送または持参して提出してください。また、申請書への押印は必要ありません(不要です)。

・新たに使用を申請する場合(新規に使用申請する場合)は、「体育施設使用(変更)許可申請書(第1号様式)」に加えて、団体の規約や概要など(任意の様式で結構です)を添えて提出してください。

<体育館の使用を希望される方へ>

(5) 使用を許可しない場合

- ・学校が定める遵守事項(守っていただきたい事項)を守らないとき、または、その恐れがあるとき。
- ・施設や設備、備品を破損する恐れがあるとき。
- ・スポーツ活動以外の目的に使用しようとするとき。
- ・過去において適切に使用しなかったことがあるとき。
- ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の利益になると認められるとき。
- ・その他、学校行事や校務運営上支障があると認められるとき。 など

(6) 使用の中止・変更

- ・許可された使用を中止するときや時間を変更する(した)ときは、速やかに学校に連絡してください(状況により変更許可申請書を提出していただく場合があります)。
- ※暴風警報、暴風雪警報などが発令されている場合は使用を中止しますので、あらかじめご承知おきください。

(7) 禁止事項

- ・体育館を使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸すること。
- ・使用許可以外の場所(体育館以外の場所)に立ち入ること。
- ・学校敷地内及び体育館での火気の使用、喫煙、飲酒、酒気を帯びて立ち入ること。

(8) 使用料(「三重県立学校体育施設の使用料に関する条例(以下「条例」という。)」に規定)

使用料	使用時間に①と②の額(単価)を乗じて合計した金額 (②の照明設備を使用しない場合は①のみの金額)
①体育館	1時間につき、条例に規定する使用料(1時間に満たない場合は1時間とします)。なお、本校体育館の面積は600㎡未満です。
②照明設備	1時間につき、条例に規定する「照明設備を使用した場合における実費を基準として知事が定める額」(1時間に満たない場合は1時間とします)。
納付方法	本校が発行する納入通知書で期限までに納付してください。
注意事項	・使用料については、体育施設使用(変更)許可書(第2号様式)に申請時点における①と②の額(単価)を記載しますので、使用時間に①と②の額(単価)を乗じて合計した金額が使用料となります(②の照明設備を使用しない場合は①のみの金額)。 ・申請された使用が終わった後、学校において使用状況を確認して納入通知書を発行します。なお、使用しなかった日時については使用料をいただきません。 ・使用後は備え付けの「体育館使用簿」に、必ず、開始時間・終了時間及び照明使用時間などを記入してください。 ・使用を中止するときや変更する(した)ときは、速やかに学校に連絡してください。

<体育館の使用を希望される方へ>

※使用料の免除対象(「三重県立学校体育施設開放要綱」に規定)

次に掲げる団体等は、体育施設使用料の免除を受けることができます。

なお、体育施設使用料の免除を受けようとする場合は、事実を確認できるものを提出してください。

- (1) 総合型地域スポーツクラブ(県(みえ広域スポーツセンター)が承認したクラブ)
- (2) 障がい者及び障がい者団体(障がいのある方の利用が総数の1/3以上の場合)
- (3) 学校及び保育所等
- (4) 部活動を地域移行として受け入れた実施主体・運営団体(学校の部活動を地域に委ねた地域クラブ活動)

(9) その他

- ・使用中は危険・事故の防止に努めてください。また、使用中に生じた事故や傷害等は、使用者個人の責任において処置や対応をしてください。
- ・スポーツ傷害保険等に参加し、傷害発生時に対処できるようにしてください。
- ・施設や設備、備品を損傷や亡失した場合は、速やかに学校に届け出てください。なお、状況により復元や賠償を求める場合があります。
- ・使用指定時間を厳守し、使用後は、速やかに体育館及び学校敷地内から退出してください。
- ・使用について、学校長及び学校教職員の指示がある場合は従ってください。

(10) 使用(変更)許可申請書の提出先及び問合せ先(平日の 8 時 30 分から 17 時まで)

〒514-0125

三重県津市大里窪田町357番地

三重県立かがやき特別支援学校(緑ヶ丘校) 事務室

(T E L) 059-232-1139

(F A X) 059-232-0104

(e-mail) midori-t@pref.mie.lg.jp

<体育館の使用を希望される方へ>

1 体育館を使用する際には、責任者の方は次のことを守ってください

責任者の方は、使用者、同伴者及び見学者の方を監督・指導し、体育館の使用に関する一切の責任を持つとともに、特に次のことについてご留意をお願いします。

- (1)責任者は、体育館を使用するときは出入り口付近に設置した鍵箱から鍵を取り出し開錠してください。また、使用後は、出入口や窓等を確認した上で施錠し、鍵を鍵箱に返却してください(事前に鍵をお渡しする場合はこの限りではありません)。
なお、照明を使用した場合は、必ず消灯してください。
- (2)使用後は、必ず備え付けの「体育館使用簿」に使用開始・終了時間等を記入してください
- (3)使用の前後に体育館内の器具等の状況を確認してください。なお、使用に伴い異状が生じた場合は、その旨を速やかに報告してください(施設・設備・備品を損傷や亡失した場合は、復元や賠償を求める場合があります)。
- (4)使用に際し必要な用具等は責任者が準備してください。なお、バトミントン・バスケットボール等のポール・ネット等は貸し出しをしますので、その旨、使用(変更)許可申請書に記載してください。
- (5)使用者、同伴者及び見学者が体育館フロア以外の場所に立ち入らないようにするとともに、貴重品や持ち物等についての管理を徹底してください。
- (6)使用後は用具の整頓及び清掃(モップがけも行うこと)をして、空びん、空かん、ゴミ等は必ず持ち帰ってください。
- (7)責任者の方はできるだけ最後に退校し、校門を最後までカチッと閉め、フック式の留め具を架けて下さい。
- (8)学校長や学校教職員から指示がある場合は、指示に従ってください。

2 使用者、同伴者及び見学者の方は次のことを守ってください

使用者、同伴者及び見学者の皆様は、体育館を使用する際は責任者の指示や監督に従うとともに、次のことを守ってください。

- (1)使用中に生じた事故・傷害等は、個人の責任において処置・対応をしてください。
- (2)貴重品や持ち物等の管理は、各人が責任を持って行ってください。
- (3)体育館内及び学校敷地内での火気使用、喫煙、飲酒、酒気帯びでの出入りは禁止です。
- (4)体育館フロア以外の場所に立ち入らないでください(舞台、器具庫、屋外遊具、建物等は立ち入りや使用を禁止します。事前に許可されたネット等の出し入れは可能です)。
- (5)幼児や児童を同伴された場合は、特に安全の確保に細心の注意を払ってください。
- (6)校門の開閉は静かに丁寧に言うとともに、開け放しにせず、出入りする度にその都度閉めてください。
- (7)自動車や自転車は、学校内の駐車場枠内に駐車してください。
- (8)使用後は、速やかに体育館及び学校敷地内から退出してください。